

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 漁港漁場整備法の一部改正

一 漁港漁場整備事業の見直し

- (一) この法律で、「漁港漁場整備事業」とは、国、地方公共団体又は水産業協同組合が施行するものとする。
- (二) 国が施行する漁港整備は、第三種漁港又は第四種漁港に係るものに限るものとする。
- (三) 国が施行する漁場整備は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業に限るものとする。

(第四条第一項関係)

1 我が国の排他的経済水域において施行されるものであること

2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定する第一種特定海洋生物資源又は第二種特定海洋生物資源のうち、これらの資源の数量その他の状況を勘案して、その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であつて、保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること

3 その事業が施行されるべき海域において施行される場合に著しい効果があると認められるものであること
(第四条第二項関係)

(四) 農林水産大臣は、漁場整備事業に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係広域漁業調整委員会の意見を聴かなければならないものとする。こと。
(第十九条第二項関係)

(五) 国が特定漁港漁場整備事業のうち漁場整備事業を施行する場合には、国は、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができるものとする。こと。

(六) 都道府県が(五)の同意をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の議会の議決を経なければならないものとする。こと。
(第二十条第二項及び第三項関係)

(七) (五)の規定により都道府県の負担する費用のうち、その事業が当該都道府県の区域内の市町村に著しく利益を与えるものについては、当該事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることができるものとする。こと。

(八) (七)の費用について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の同意を得るとともに、(七)の都道府県の

議会の議決を経て定めなければならないものとする。

（第二十条の二関係）

二 構造改革特別区域における特例措置の全国展開

国又は地方公共団体は、行政財産である特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の漁港施設をいう。）を、漁港管理者の認定を受けた者に貸し付けることができるものとする。

（第三十七条の二関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこととする。

第二 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正

開発指定事業に係る事業として、漁場を追加すること。

（第二条第二項関係）

第三 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一の二の規定については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を規定するほか、関係法律について所要の規定を整備すること。

（附則第二条から第七条まで関係）